

		とりわけ、情報提供事業については、インターネット等の情報通信技術を最大限活用した情報収集、分析及び発信並びに質の向上に力を入れており、かつ、有益な情報の効率的な提供をより一層進めることによって、国際的な事業展開を担う人材の育成に大きく貢献しているものである。		
施策目標4 技能の振興及びものづくり労働者の職業能力開発を推進すること				
5-4-I ものづくり振興に係る環境を整備すること	卓越技能者表彰の推薦者数・被表彰者数、技能五輪全国大会の参加者数・観客数、技能グランプリの参加者数・観客数、シンポジウム・フォーラムの開催数、技能五輪国際大会の金メダリスト等による実演実施数、ものづくり体験教室の開催数、企業の工場・訓練校を対象にした講習会の開催数、高度熟練技能者の派遣人日、ものづくり技能競技大会の参加選手数・選手強化訓練人日、ホームページのアクセス件数	各種啓発事業、顕彰制度、技能競技大会の開催等、様々な手法により、社会全体のものづくり技能に対する価値の再認識、技能者の技能水準の向上、若年技能者の裾野の拡大に寄与している。	②	②
基本目標6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること				
施策目標1 働く女性が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること				
6-1-II 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること	都道府県労働局雇用均等室における是正指導の実施件数、セクシュアルハラスメント防止実践講習参加者数	事業主のセクシュアルハラスメント防止対策への一定の理解、取組は進んできており、男女雇用機会均等法第21条違反のあった企業についても、法の不知による違反は減少し、かつ違反に対する是正指導についてもそのほとんどが是正されている。また、報告徴収ヒアリング票を活用し、的確な実態把握及び必要な助言、指導等を効率的に行っており、目標達成に向けて一定の進展があったといえる。	②	②
施策目標2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること				
6-2-I パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること	短時間雇用管理者の選任数、パートタイム労働法の周知のための説明会等開催件数及び参加者数	短時間雇用管理者の選任推奨による短時間雇用管理者数は、前年度に比して、900人近くの増加となっている。また、パートタイム労働法の周知のための説明会等については、引き続き積極的に開催しており、政策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
6-2-II 在宅ワークを魅力ある就業形態とすること	在宅ワーカーからの相談件数、在宅ワ	相談件数、セミナー受講者数については前年度	②	②

業形態とすること	一カーのセミナー受講者数、在宅ワーカースキルアップシステムのアクセス件数	と比較して増加しており目標を達成しているものの、在宅ワーカースキルアップシステムへのアクセス件数については前年度に比較して減少し目標に達することができなかったことから、今後はシステムについての広報等を充実させる必要がある。		
施策目標 6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること				
6-6-I 虐待を受けた子ども等への支援を図ること	児童相談所及び市町村における虐待に関する相談処理件数、児童相談所の設置数、児童相談所における児童福祉司の数、育児支援家庭訪問事業の実施場所、要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置数、児童家庭支援センターの設置数、心理療法担当職員を配置する児童養護施設数、情緒障害児短期治療施設の施設数、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数、児童養護施設・乳児院・里親に措置された児童のうち里親への委託率、専門里親登録総数	児童相談所の体制の充実、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設における心理療法の実施、施設の小規模化、里親委託の推進等の虐待を受けた児童の受入れの体制整備等は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立支援に資する取組であり、一定の成果を示している。また、今般の児童福祉法の改正（平成16年成立、17年施行）により、児童虐待に関する相談を住民に身近な市町村が相談窓口になるよう体制整備を図るとともに、市町村における保護が必要な児童を支援するネットワークの運営に関する規定を整備するなど、児童虐待の早期発見・早期対応などの強化に努めている。こうしたことから、目標達成に向けて進展があったものと考え。しかしながら、虐待に関する相談件数は依然として増加傾向を示しており、改正法の着実な実施を含め、発生の予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護や社会的自立の支援に至るまでの、切れ目のない総合的な支援体制の整備が不可欠であると考え。	②	②
6-6-II 配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること	婦人相談所及び婦人相談員における配偶者による暴力に関する相談処理件数、婦人相談所等の職員の専門職員研修の実施状況、関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備状況、心理療法担当職員を配置する母子生活支援施設数、一時保護件数（一時保護委託を含む）、一時保護委託施設数	婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数及び一時保護件数は増加しているものの、婦人相談所等の職員への専門研修の実施や福祉事務所などの関係機関が相互に連携、調整を行うためのネットワークの整備の進展などにより、DV被害者の適切な保護及び自立に向けた支援の充実が図られており、目標達成に向け進展があった。	②	②
施策目標 8 総合的な母子家庭等の自立を図ること				
6-8-I 母子家庭の生活の安定を図ること	児童扶養手当支給件数	児童扶養手当受給者は、母子家庭の増加に伴い増えているが、平成15年度から母子家庭等の自立に向け、生活支援、就業支援、養育費の確保、	②	②

		経済的支援など総合的な取組を推進しており、児童扶養手当は、母子家庭等の自立に向けた経済的支援の一つとして大きな役割を果たしており、目標達成に向けて進展があった。		
6-8-II 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること	母子家庭等就業・自立支援センター事業における講習会受講者数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業者数（延べ人数）、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数、母子自立支援プログラム策定件数、母子自立支援プログラムによる就業者数（延べ件数）	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々の家庭の事情に応じた一貫した就業サービスを提供し、一定の就業実績を上げている。また、高等技能訓練促進費事業においては、資格取得者の増加がある。さらに、母子自立支援プログラム策定事業は、初年度はモデル的に実施したものであるが、一定の就業実績を上げている。以上により、目標達成に向けて進展があった。	②	②
基本目標7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること				
施策目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること				
7-1-I 生活困窮者の自立を適切に助長すること	自立支援プログラムの参加者数、自立支援プログラムの目標達成者数、個別自立支援プログラムのプログラム数、医師から入院が不要と判断された長期入院患者のうち居宅又は施設へ移行した者の割合	実施機関が関係機関との連携を図ることにより、実施機関管内の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える多様な課題に対応できる幅広い自立支援プログラムを整備し、また国としてその導入を促進した結果、導入初年度である平成17年度において、一定の参加者数、目標達成者数、プログラム数を確保した。一方、生活保護を受給している長期入院患者の居宅又は施設への移行の促進についても、同様に適切な取組が行われた結果、医師から入院が不要と判断された長期入院患者のうち当該移行者の割合が、一定の水準を維持している。 これらにより、「生活困窮者の自立を適切に助長すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
7-1-II 災害に際し応急的に必要な救助を行うこと	被害発生から避難所設置までの時間	平成17年度において災害救助法が適用された災害については、都道府県と密に連絡を取り合い、助言を行うことによって適用の判断を早めるとともに、避難所も適切に設置・運営が行われており、適切な応急救助が実施され、施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
施策目標2 地域福祉の増進を図ること				
7-2-I ボランティア活動等住民	ボランティアセンターにおいて把握し	生活の拠点である地域において互いに助け合	①	①

<p>参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること</p>	<p>ているボランティア数</p>	<p>い、支え合い、それぞれの地域で誰もが安心して充実した生活を送るという地域福祉の推進のためには、住民自身によるボランティア活動等の地域福祉活動への参加が重要である。当該施策目標の達成に向けて、全国ボランティア活動振興センター運営事業、ボランティア振興事業を実施し、住民に対する広報啓発、ボランティア活動への参加の機会の提供等、住民が地域福祉活動に参加するための基盤整備を行った結果、ボランティア数は増加しており、また多くのボランティアが参加するNPO、住民参加型福祉サービス団体等も増加していることから、平成16年度においては、当該施策目標を達成したといえる。</p>		
<p>7-2-II ホームレスの自立を促進すること</p>	<p>ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数</p>	<p>ホームレス自立支援センターの整備が進み、個々の実情に応じて職業相談・紹介や生活指導等の援助が行われた結果、ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が一定の水準を維持していることから、「ホームレスの自立を促進すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。 しかしながら、ホームレスの数については、平成15年3月の全国調査により約2万5千人が確認されたところであり、その後、各自治体が独自に行った調査でも、全体として減少傾向にあると考えられるものの、依然として多数のホームレスが存在していることから、自立支援のための施策を更に推進していく必要がある。</p>	<p>②</p>	<p>②</p>
<p>施策目標3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</p>				
<p>7-3-I 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること</p>	<p>社会福祉士登録者数、介護福祉士登録者数、社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合、福利厚生センター加入者数</p>	<p>介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、従前にも増して良質な福祉サービスを提供できる質の高い福祉人材の育成・確保が求められている。 これらのニーズに応えるため、社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の新規指定、修学資金貸付制度の運営、介護教員養成講習会の受講の必修化、国家試験の改善等の取組を行った結果、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数はそれぞれ前年度を上回るなど、順調に増加している。 一方、福祉人材の定着促進のための福利厚生の充実については、福利厚生センター加入者数が一定の水準を維持している。 これらにより、「社会福祉に関する事業に従事</p>	<p>②</p>	<p>①</p>

		する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。		
7-3-II 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること	苦情受付件数に占める解決件数の割合、第三者評価の受審件数（第三者評価の定着後に調査を実施）	苦情解決事業については、運営適正化委員会における苦情受付件数が増加し、その認知度が高まるとともに、苦情受付件数に占める解決件数の割合が9割以上と高い水準を維持するなど、利用者保護の一環として適切な運営が行われている。 第三者評価事業については、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（通知）」を発出し、各都道府県等における実施体制の整備を促すとともに、平成15年度から第三者評価機関育成支援事業などを推進した結果、受審件数が増加している。 これらにより、「利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
施策目標4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること				
7-4-I 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	援護年金の額、援護年金受給者数、戦傷病者手帳の交付人数、特別弔慰金及び各種特別給付金の請求期間満了から1年以内に処理した割合、昭和館の年間入場者数	戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
7-4-II 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	収集した遺骨数、DNA鑑定による遺族への遺骨返還数、慰霊巡拝の実施（地域）数、慰霊友好親善事業の実施（地域）数、小規模慰霊碑建立数	戦没者の遺骨収集の迅速かつ適切な実施や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施、慰霊碑の建立に係る現地政府との協議等により、戦没者遺族の慰藉という施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
7-4-III 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	中国残留邦人等帰国者数、自立指導員派遣回数	中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
7-4-IV 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること	平成18年度末までにロシア政府の保有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。平成22年度末までに重要又は使用頻度の高い人事記録をデ	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管し、また、恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（書類不備等による返戻分を除く）が100%を維持するなど、恩給の進達業務が迅速	②	①

	データベース化する。恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（書類不備等による返戻分を除く）。	かつ適切に行われており、旧陸海軍に関する人事資料の適切な整備保管という施策目標の達成に向けて進展があった。		
基本目標8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること				
施策目標1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること				
8-1-1 障害者の住まいや活動の場を整備すること	グループホームの整備量、福祉ホームの整備量、授産施設の整備量	新障害者プランを踏まえ、国庫補助を通じてグループホーム、福祉ホーム及び授産施設の整備を効果的かつ効率的に実施することにより、それぞれの整備量の目標値を着実に達成しつつあり、「障害者の住まいや活動の場を確保すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。 ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、グループホーム、福祉ホーム及び授産施設について、障害者自立支援法に基づく施設・事業体系の再編等も視野に入れつつ、今後とも地域における計画的な整備を進めていくことが必要である。	②	①
施策目標2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること				
8-2-II 施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること	ホームヘルパーの確保人数、デイサービスセンターの設置箇所数、ショートステイの整備量（人分）	新障害者プランを踏まえ、国庫補助を通じてホームヘルパーの確保並びにデイサービス及びショートステイの整備を効果的かつ効率的に実施することにより、それぞれの整備量の目標値を達成しており、「施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること」という施策目標は概ね達成している。 ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、障害者自立支援法に基づく施設・事業体系の再編等も視野に入れつつ、今後ともできる限り在宅サービスの整備を推進することとしている。	①	①
施策目標3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること				
8-3-I 障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること	字幕や手話入りビデオテープの製作数、点字図書等の発行数、貸出数、障害者情報ネットワーク（ノーマネット）のアクセス数、手話通訳者等の養成研修者数、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける研究件数、財団法人テクノエイド協会を通じた研究	障害者に対する情報提供については、多様化する障害者のニーズに応え、様々な媒体を活用し、引き続き障害者の情報入手の機会やコミュニケーション手段の拡大を図っているほか、都道府県・市町村における前年度と同程度の手話通訳者等の養成により、手話通訳の普及が効果的かつ効率的に行われている。また、福祉用具については、障	②	②

	開発助成件数	害者の自立促進、介護者の負担軽減に資する福祉用具開発を効果的かつ効率的に実施している。これらにより、「障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること」、ひいては「障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること」という施策目標の達成に向けて進展があった。		
8-3-III 障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること	全国規模の障害者スポーツ大会開催数、ブロック単位の障害者スポーツ大会開催数、障害者スポーツ指導者養成数、「障害者の明るいくらし」促進事業・障害者社会参加総合推進事業等の実施自治体数	障害者スポーツの普及を推進するため、国庫補助等を通じて障害者スポーツ大会の開催及び障害者スポーツ指導者の養成に係る事業を効果的かつ効率的に実施しており、平成17年度においては、全国規模の大会が92（対前年度8増）、ブロック単位の大会が421（対前年度24増）開催され、全国規模・ブロック単位のいずれの大会の開催数もおおむね例年並みの水準を維持するとともに、障害者スポーツ指導者養成数が同年度末で約2.6万人（対前年度約0.2万人増）となった。 また、国庫補助を通じて障害者の芸術・文化活動を振興するための事業を効果的かつ効率的に実施し、平成15年度以降、実施自治体数（実施都道府県数）は40都道府県前後を維持しており、平成17年度においても38都道府県（対前年度3減、全都道府県の約8割）で実施されている。 これらにより、「障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること」、ひいては「障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること」という施策目標の達成に向けて進展があった。	②	②
基本目標9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること				
施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること				
9-1-1 持続可能な公的年金制度を構築すること	マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）、財政再計算との乖離状況（積立金）、年度末における各資産の構成割合と移行ポートフォリオの乖離幅、運用実績、社会保障協定の締結状況、公的年金各制度の保険料率、平均年金月額、財政指標（年金扶養比率等）	公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、当該改正事項も円滑に施行されている。 年金積立金の運用については、国内債券を中心としつつ、株式を一定程度組み入れた分散投資の考え方に基つき行っている。平成17年度末の年	②	②

		<p>金資金運用基金分の資産構成割合は、すべての資産クラスが移行ポートフォリオの乖離許容幅の範囲に収まっており、積立金の管理・運用等が適切に行われた。</p> <p>人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったカナダとの間で、平成17年度に当該協定を締結したことは、評価できる。</p> <p>これらにより、「持続可能な公的年金制度を構築すること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保に向けて進展があった。</p>		
9-1-II 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること	<p>厚生年金基金の設立数、加入員数、代行返上した基金数、解散した基金数（うち特例解散した基金数）、積立水準の推移、財政再計算又は財政検証の結果について行った指導件数、確定給付（企業年金の実施件数、加入者数、確定拠出年金（個人型）の加入者数、国民年金基金の設立数、加入員数</p>	<p>厚生年金基金については、加入員の老後の所得保障を確保する上で依然として重要な制度である。したがって、厚生年金基金が毎年行う財政検証に基づき、国において適切な掛金の引上げ等の指導を行うとともに、指定基金制度等の厚生年金基金の財政安定化措置を活用することにより、財政の健全化に向けた重点的かつ効率的な対応を行っている。その結果、財務リスク等の抑制等を行う厚生年金基金の代行返上、解散等の件数は、減少している状況にある。</p> <p>確定給付企業年金及び確定拠出年金については、制度創設以来順調に普及しており、これには、代行返上の導入、税制上の優遇措置、平成16年年金制度改正による確定拠出年金の充実（中途引出し要件の緩和等）、企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）等の事業主や加入者の利便性を高めるための措置等が大きな役割を果たしている。さらに、平成17年度に規約変更手続の簡素化等の規制緩和を実施したことにより、制度運営における一層の負担軽減が図られた。</p> <p>これらにより、「公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があった。</p>	②	②
基本目標10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること				
施策目標1 国際機関の活動に対し協力すること				
10-1-I 国際労働機関が行う技	ILOが実施する技術協力プロジェクト	ILOやAPSDEPを通じた本事業は、ジア太平洋地	②	②

術協力に対し積極的に協力すること	トの対象人数・参画者からの事業評価、セミナー等の参加者数・参加者等からの事業評価、APSDEP活動数(セミナー、会議等の件数)・支援事業の参加者数・参加国数・参加者満足度、日本人専門家養成プロジェクト対象者数、配属先責任者の評価	域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。 ILOは計画期間に応じて、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い評価を得ている。 APSDEPに関しても、域内加盟国間のネットワークを強化し、加盟国間における資源の相互有効活用を促進を図っている。		
10-1-II APECの人材養成分野の活動に対し協力すること	APEC人材養成技能研修修了者数、IT技能研修修了者数	本事業は、開発途上国において経済成長の隘路となりかねない人材養成に資するものであり、またAPEC域内の経済格差を是正し、域内のダイナミズムを発展させるという観点からAPECに対する協力として相応しいものである。APEC加盟エコノミーや各参加者及び現地地域社会等から高い評価を得ており、国際化時代に相応しい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。	②	②
施策目標2 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること				
10-2-I 労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること	開発途上国人事・労務管理者育成事業研修参加者数、参加者からの事業評価、外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数、帰国留学生の就職状況、国際技能開発計画における受入人数、国際技能開発計画における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況、外国人研修指導・援助事業における中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数、技能実習制度推進事業におけるセミナー参加者数、指導書等の作成数、技能評価システム移転促進事業における研修生受入人数	アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、各国からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。	②	②
基本目標1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること				
施策目標1 国立試験研究機関等の体制を整備すること				
11-1-I 国立試験研究機関等における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	各機関における評価委員会開催件数、機関全体の評価を実施した機関件数、評価結果の公表等を行った機関数	国立試験研究機関等の機関評価については、各機関に外部の専門家を構成員とする評価委員会を設置し継続的に開催し、また、当該機関内の者の	②	②

		参加を認めていないことから、客観性・中立性の向上を保っている。また、機関全体の定期的な評価は、少なくとも3年に1度実施している。さらに、評価結果の公表等については、各機関が、評価結果を当該機関のホームページ等により公表している。以上より、おおむね施策目標を達成したものと考えられる。		
11-1-1-II 時代に合った研究機関の再編整備を行うこと	医薬基盤技術研究施設及び独立行政法人医薬基盤研究所の設置	時代の要請に的確に対応した研究を推進するために、国立試験研究機関の重点整備・再構築を着実に進めている。また、その一環として、平成17年度には独立行政法人医薬基盤研究所を設置し、メディカル・フロンティア戦略を効率的に進めた。 今後も、国立試験研究機関、大学、製薬業界等との共同研究など、産学官連携を推進できる運営の確保を図ることが適当である。	②	②
施策目標2 研究を支援する体制を整備すること				
11-2-1 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な実施を確保すること	競争的研究資金の助成額及び助成件数、厚生労働科学研究推進事業（若手研究者育成活用事業など）による海外派遣人数・受入人数、厚生労働省研究成果データベース搭載件数	施策目標の達成に向けて進展があった。今後とも、厚生労働科学研究費補助金について、原則的に研究課題の公募を行い、優れた研究に対する助成を行うなど、より一層の充実を図る。また、厚生労働科学研究推進事業による若手研究者育成活用事業の継続的な実施・充実等により、海外研究機関との共同研究を促進し、若手研究者を育成していく必要がある。さらに、今後とも厚生労働科学研究費補助金による研究の成果を国立保健医療科学院の設置するデータベース上に搭載し公開することにより、厚生労働科学研究を効果的・効率的に推進していく必要がある。	②	②
施策目標3 研究の適正実施のための倫理面の整備を行うこと				
11-3-1 倫理指針の適正な運用を確保すること	厚生労働科学研究費補助金における研究に関する指針遵守の条件違反による交付決定取消件数、遺伝子治療臨床研究に関する指針の違反に対する文書指摘件数	厚生労働科学研究費補助金における研究に関する指針遵守の条件違反による交付決定取消件数は0件であること、また、遺伝子治療臨床研究に関する指針の違反に対する文書指摘件数は平成16年度では1件であったものの平成17年度では0件となり、指針周知の改善が図られたことから、目標達成に向けて進展があった。 今後とも適正な研究が行われるよう、引き続き倫理指針について周知を図っていく必要がある。	②	②

基本目標 1.2 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標 1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること

1.2-1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること	申請・届出等手続等のオンライン化実施手続数、申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数	3,525手続について24時間365日オンライン利用を可能とするとともに、各種イベント等を活用した積極的な周知・広報などに取り組むことにより厚生労働省電子申請・届出システムの利用件数が平成16年度の2倍以上となり、国民の利便性、サービスの向上に資することができた。	②	②
-----------------------------	---	--	---	---

※ 実績評価書については、平成18年7月31日付けで総務省あて送付している。